議案第１００号

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の5第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条の7第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附　則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。